

青森県報

第三千二百三十四号

平成二十二年
五月十日
(月曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………一

生活保護法による介護機関の指定……………一

右 同……………二

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………二

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………三

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………三

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………三

右 同……………四

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………四

右 同……………五

基本測量の実施……………五

公共測量の終了……………五

右 同……………五

(青少年男女共同参画政策課)

(健康福祉課)

(監理課)

告 示

青森県告示第三百二十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二九六三	書籍	絶対恋愛Sweet 五月号	笠倉出版社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二九六四		裏モノJAPAN 五月号	鉄人社	
二九六五		BUBKAブカ 五月号	コアマガジン	
二九六六		BUBKAタブー 五月号	コアマガジン	

青森県告示第三百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム夜越山俱樂部	東津軽郡平内町大字浜子字堀替七七の三	介護老人福祉施設	平成二二年五月十日

青森県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定期間
			名称	所在地	
医療法人なにかざわ整形外科	八戸市大字新井田字館下一	訪問リハビリテーション	なにかざわデンタルクリニック	八戸市大字新井田字館下一	平成 三・四・一
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	通所介護	なにかざわデンタルクリニック	八戸市湊高台二丁目一二の二	平成 三・四・一
合同会社ともなが草	八戸市白銀台六丁目二の一九	訪問介護	ヘルパースイーツ	八戸市大字妙字東八の一七	平成 三・四・一
株式会社花のり	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻一三の一	認知症対応型共同生活介護	グループホームのり	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻一三の一	平成 三・四・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	短期入所生活介護	栄町ぬくもり	三沢市栄町三丁目二五の一	平成 三・四・一
社会福祉法人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	特別養護老人ホーム	越山倶楽部夜	東津軽郡平内町大字浜字字堀替七七の三	平成 三・四・一

青森県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社友会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の六三ツツ五〇の六	訪問介護	訪問介護サービス	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田の五五の八	平成 三・三・六
岡田 勝志	八戸市大字尻内四町内田一八の八	居宅療養管理指導	お歯科	八戸市大字尻内四町内田一八の八	平成 三・三・六

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定期間
			名称	所在地	
医療法人なにかざわ整形外科	八戸市大字新井田字館下一	介護予防	なにかざわデンタルクリニック	八戸市湊高台二丁目一二の二	平成 三・四・一
合同会社ともなが草	八戸市白銀台六丁目二の一九	訪問介護	ヘルパースイーツ	八戸市大字妙字東八の一七	平成 三・四・一
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	訪問介護	グループホームのり	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻一三の一	平成 三・四・一
株式会社花のり	西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻一三の一	認知症対応型共同生活介護	栄町ぬくもり	三沢市栄町三丁目二五の一	平成 三・四・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	短期入所生活介護	越山倶楽部夜	東津軽郡平内町大字浜字字堀替七七の三	平成 三・四・一

友会株式会社	岡田 勝志	社会福祉法人宏仁会
三町西津軽郡舞戸の六ツ大字五〇の六	四八戸市大字尻内一八の八	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三
訪問介護	管理指導	介護予防
しあわせ	お齒科	越山倶楽部
五字西津軽郡南浮田の八五五の八	四八戸市大字尻内一八の八	東津軽郡平内町七字浜子字堀替七七の三
三・二・一六	三・一・一六	三・三・一

青森県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社クシー十五番タ	株式会社弘前市大字宮川一丁目一の二	名称 主たる事務所の所在地
訪問介護	訪問介護	居宅介護事業の種類
番一ト十五	ケアサポ	名称 所在地
一宮川一丁目一の二	弘前市大字城東四丁目六の二〇	所在地
三・三・一五	平成	変更年月日

青森県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社クシー十五番タ	株式会社弘前市大字宮川一丁目一の二	名称 主たる事務所の所在地
訪問介護	訪問介護	居宅介護事業の種類
番一ト十五	ケアサポ	名称 所在地
一宮川一丁目一の二	弘前市大字城東四丁目六の二〇	所在地
三・三・一五	平成	変更年月日

青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
有限会社とんぐり村	和田市東二番町二二の三五	名称 主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所とんぐり村	居宅介護支援事業所とんぐり村	名称 所在地
五番	和田市東二番町二二の三五	所在地
六・四・一五	平成	変更年月日

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	株式会社 豊会	株式会社 豊会	株式会社 WEST
	十和田市穂並町一ノ五	十和田市西二一	青森市浪岡大字 銀字杉田六二
居宅介護事業者	訪問看護	訪問看護	訪問看護
居宅介護の種類	通所リハビリテーション	訪問看護	訪問看護
名称	十和田外科	ヘルパーステーション わかば	訪問看護ステーション T・K・WEST
所在地	十和田市穂並町一ノ五	十和田市西二一	弘前市大字中野五丁目二五の五
廃止年月日	平成二〇・三・二	三・四・三	"

青森県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	株式会社 豊会	株式会社 豊会	株式会社 WEST
	十和田市穂並町一ノ五	十和田市穂並町一ノ五	青森市浪岡大字 銀字杉田六二
介護予防事業者	訪問看護	訪問看護	訪問看護
介護予防の種類	通所リハビリテーション	訪問看護	訪問看護
名称	十和田外科	ヘルパーステーション わかば	訪問看護ステーション T・K・WEST
所在地	十和田市穂並町一ノ五	十和田市西二一	弘前市大字中野五丁目二五の五
廃止年月日	平成二〇・三・二	三・四・三	"

青森県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	医療法人 仁泉会	医療法人 仁泉会	医療法人 仁泉会
	八戸市大字尻内町字直田八一	十和田市穂並町一ノ五	十和田市穂並町一ノ五
居宅介護事業者	訪問看護	訪問看護	訪問看護
居宅介護の種類	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護
名称	介護老人保健施設 トランドール	十和田外科	訪問看護ステーション T・K・WEST
所在地	十和田市大字相模の四五〇	十和田市穂並町一ノ五	弘前市大字中野五丁目二五の五
休止年月日	三・三・三	平成一六・七・一	"

青森県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類	介 護 予 防 事 業 所	休 月 日 止
医療法人泰豊会	十和田市穂並町一の五	十和田市穂並町一の五	介護予防訪問看護	十和田市穂並町一の五	平成 一六・七一
〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	十和田市大字相の坂四五〇	介護予防訪問介護	十和田市大字相の坂四五〇	三・三三

青森県告示第百三十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成二十二年五月十七日から平成二十三年三月十八日まで

三 作業地域

青森市
八戸市
三沢市
むつ市

青森県告示第百三十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北地方整備局

二 測量の種類

公共測量（上北天間林道路計画図作成）

三 測量の期間

平成二十一年六月三日から同年十一月三十日まで

四 測量の地域

上北郡東北町大字大浦、上北郡七戸町字附田向地内

八戸市大字是川地内

青森県告示第百四十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

- 青森市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の期間
平成二十一年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森市

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭